

やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内の機械電子産業の水素・燃料電池関連分野への進出を支援するとともに、水素・燃料電池関連産業の集積を図ることを目的とし、公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「財団」という。）が行うやまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業（以下「補助事業」という。）に対し、必要かつ適当と認められるものについて、予算の範囲内で補助する。

(交付対象)

第3条 補助金は、補助事業に必要な経費であって、別表に掲げるものとする。

(交付申請)

第4条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 財団は、前項の補助金を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第5条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により、財団に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 財団は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受領した日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び費目の配分の変更)

第7条 財団は、補助事業の内容及び別表の費目の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 財団は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第9条 財団は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業状況報告等)

第10条 財団は、補助対象事業の遂行及び収支状況について知事の要求があったときは、速やかに事業の遂行状況を知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 財団は、補助事業が完了したとき又は第8条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から1ヶ月を経過した日、又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）及び別に指示する様式を知事に提出しなければならない。

2 財団は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条による承認をした場合はその承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、財団に通知する。

- 2 知事は、財団に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は、第 8 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 5 条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 財団が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 財団が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 財団が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第 14 条 補助金は、第 12 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 財団は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 財団は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告書（様式第 7 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

第16条 財団は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 財団は、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別（又は別表）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 財団は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第18条 財団は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係） 補助対象経費

経費	内容	費目
やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業	やまなし水素・燃料電池産業支援窓口のコーディネーター等の設置に係る経費及びやまなし水素・燃料電池産業支援窓口の運営に係る経費	謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）

所在地

団体名

代表者名

印

令和 年度やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙事業計画のとおり実施したいので、やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

（補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金）

2 補助事業の内容及び経費 別紙1のとおり

3 事業完了予定期日 令和 年 月 日

別紙1

やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助事業計画及び経費

○事業計画

事業期間	年　月　日～　年　月　日
項目	事業内容
やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業	

○経 費

経費区分	内容（費目）	交付申請金額	積算内訳
やまなし水素・ 燃料電池産業支 援窓口設置事業			
	小計	円	
合計		円	

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

所在地

団体名

代表者

殿

山梨県知事

印

令和 年度やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった令和 年度やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金については、やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しました。

1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号をもって申請があった交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 円

補助金の交付決定額 円

3 補助事業に要する経費の配分は、申請書記載のとおりとする。

4 補助事業の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

（1）補助事業に要する費目の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいづれか低い額の20%以内の費目の配分の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - イ 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - ウ 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
 - エ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - オ 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号（第7条関係）

第　　号
年　　月　　日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体名

代表者名

印

令和 年度やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金に係る
補助事業の内容及び費目の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった令和 年度やまなし
水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金に係る補助事業の内容（費目の配分）を次のとおり
変更したいので、やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金交付要綱第7条の規定に
基づき承認を申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

変更前	変更後

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体名

代表者名

印

令和 年度やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった令和 年度やまなし
水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金に係る補助事業を次の理由により中止（廃止）した
いので、やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき承
認を申請します。

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号（第11条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体名

代表者名

印

令和 年度やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった令和 年度やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金に係る補助事業を完了したので、やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 概算払受領年月日 令和 年 月 日

3 概算払受領金額 金 円

4添付書類

(1) 事業実績報告書 別紙2のとおり

(2) その他知事が必要と認める書類

別紙2

令和 年度やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金実績及び経費

○事業実績

事業期間	年 月 日～ 年 月 日
項目	事業内容（具体的に）
やまなし水素・燃料電池支援窓口設置事業	

○経 費

経費区分	内容（費目）	交付決定額	決算額	決算内訳
やまなし水素・ 燃料電池産業支 援窓口設置事業				
	小 計	円	円	
	合 計	円	円	

様式第6号（第14条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体名

代表者名

印

令和 年度やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった令和 年度令和 年度やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金について、次のとおり概算払を受けたいので、やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき請求します。

1 概 算 払 請 求 額 金 円

2 内 訳

補 助 金 交 付 決 定 額 ①	概 算 払 受 領 済 額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今 回 概 算 請 求 額 ④	残 額 ③ - ④ = ⑤

3 概 算 払 の 理 由

4 支 払 方 法

振込先銀行名

預金種別（当座・普通）

口 座 名 義

口座番号

様式第7号（第15条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
団体名
代表者名 印

令和 年度やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、
次のとおり報告します。

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（山梨県知事が確定通知により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3 - 2） | 円 |

様式第8号（第17条関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
団体名
代表者名 印

財産処分承認申請書

やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、
次のとおり処分したいので、やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置事業費補助金交付要綱第17条第2項に基づき、申請します。

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容

3 処分しようとする理由

4 その他必要な書類